

教 務 規 程

第 1 章 授 業

第 1 条 授業は、1 単位時間 5 0 分とする。

第 2 章 出 欠

第 2 条 出欠については、次のとおり取り扱う。

- 1 学級担任は、生徒の欠席、欠課、遅刻、早退等について必ず記録する。
また、欠席が連続 7 日以上にわたる時は、医師の診断書等を添えて欠席届を提出させる。
- 2 次の事項に該当するものは欠席とせず、その日数を「出席すべき日数」から減じ、「欠席日数」には加えない。
 - (1) 忌引による欠席（父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯叔父母等 1 日）
 - (2) 学校感染症による欠席及び学校保健上の理由による出席停止
 - (3) 懲戒（停学）による出席停止
- 3 次の各項で校長が認めたものについては出席（公欠）扱いとする。
 - (1) 進学・就職試験による場合
 - (2) 公式の対外活動による場合
 - (3) その他、非常災害時等、校長が特別に認めた場合

第 3 章 定 期 考 査

第 3 条 学習評価の一環として、定期に学力考査を実施する。（以下、「定期考査」という。）

第 4 条 定期考査は、第 1・2 学期には中間考査、期末考査を、第 3 学期には学年末考査を実施することを原則とする。

第 5 条 定期考査の時間割は、考査実施の 1 週間前に発表し、その日の S T 後から、生徒の職員室の出入りを制限する。

第 6 条 考査開始から 3 0 分以上遅刻した者は入室を認めない。また、途中退室は認めない。なお、途中で入室して受験した場合の時間延長は認めない。ただし、正当な理由（公共交通機関の遅延等）で遅刻した場合は、原則として、考査にかかる正規の時間を確保させる。この場合、別室で受験させる。

第 7 条 正当な理由なくして定期考査を受けなかった場合は、当該科目を 0 点とする。

第 8 条 定期考査中に不正行為等があった場合は、当該科目を 0 点とし、以降の考査については、別途指示する。

第4章 学習の評価

第9条 学習の評価は、定期考査の成績、学習態度、レポート、課題、その他の成績資料により、総合して行う。

第10条 評価は観点別で行い、学期および学年成績に限り、5段階評定を併用する。

第11条 各科目の評定は、評価の対象生徒が極端に少ない場合を除き、学科ごとにその平均値を、原則として、3.6以上 4.3以下とする。

第12条 第1・2学期末には、各学期の学習評価を行い、学年末には、学年評価として第1・2・3学期を総合的に評価する。

第13条 3観点の観点別評価および5段階評定の基準については以下のように定める。

なお、A＝十分満足できる、B＝おおむね満足できる、C＝努力を要するとして評価し、例えば「AAB」は、3観点のうちAが2つ、Bが1つであることを意味する。

| 観点別評価の組み合わせ | 5段階評定 |
|-----------------------------|-------|
| 「AAA」、「AAB」 | 5 |
| 「AAC」、「ABB」 | 4 |
| 「ABC」、「BBB」、 「ACC」、「BBC」 | 3 |
| 「BCC」 | 2 |
| 「CCC」 | 1 |

第14条 成績の処理は次のとおりとする。

- 1 成績は、教科・科目担当者が作成する。
- 2 成績一覧表は、学級担任が作成する。
- 3 通知表は、学級担任が作成し、生徒に渡す。

第5章 科目の履修、単位の修得の認定

第15条 3年間に履修すべき教科・科目は、本校の定める教育課程による。

第16条 1単位とは、週あたり1時限（50分）の授業を1年間（35週）学習することを原則とする。

各科目の単位数は、本校が定める教育課程表や通知表に記載する。

第17条 科目の履修は、出席時数が年間授業時数の3分の2以上の場合に認定する。

ただし、病気等の正当な理由があつて、欠課時数が授業時数の3分の1を超えた場合は、成績会議で審議する。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第18条 単位の修得の認定

- 1 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。

- 2 科目の評定が2以上である。
- 3 科目の出席時数は出席すべき時数の3分の2以上である。
- 4 単位の修得の認定は学年末に行う。

以上、単位の認定は、科目履修、考查成績、受講態度、課題、その他を総合して学年末に行う。

ただし、病気等の正当な理由があつて、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えた場合や科目の評定が1である(3科目以内)場合などについては、成績会議で別途審議する。

なお、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第19条 校長は、文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」(以下「認定試験」という。)の合格科目(以下、「合格科目」という。)について、下記により扱うものとする。

- 1 不登校等、校長が相当と認めた理由があり、かつ該当科目が未履修である場合は、該当科目を修得したものとみなし、単位を認定することがある。
- 2 認定試験の合格の単位認定を希望する生徒は、「高等学校卒業程度認定試験合格科目単位認定申請書」に合格成績証明書の写しを添えて校長に提出する。
- 3 単位の認定については成績会議で審議を行う。
- 4 単位の認定は原則として年度末に行う。
- 5 評定は2とする。認定単位数は認定試験の「試験科目の免除をけるのに必要な高等学校の修得単位数」のとおりとする。

第6章 進級、卒業の認定

第20条 次の条項をすべて満たす者に対して、進級を認める。

- 1 当該学年において、本校所定の教育課程を履修し、履修科目のすべての単位を修得している。
- 2 当該学年における出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
- 3 生徒指導上の問題が認められない。
- 4 当該学年におけるホームルームの欠課時数が出席すべき時数の3分の1未満であること。
- 5 なお、当該学年においてすべての単位を修得できなかった場合、仮進級とし、進級を認める。次年度以降に追認試験を実施する。ただし、評定が1である科目が4科目以上ある場合は上記の措置は行わない。

進級の条項に満たない者については、成績会議で審議し、校長が進級の可否を決定する。

成績会議において、追認試験等が認められた場合は、次年度以降に追認試験、特別補講等を行い再評価し、成績会議で再審議し、校長が

その可否を決定する。

ただし、病気等の正当な理由があつて、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えた場合、科目の評定が1である場合などについては、成績会議で別途審議する。

なお、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第21条 同一学年の課程を再履修する場合（原級留置）は、当該学年の既得単位は無効とならない。再履修した教科・科目の5段階評定が以前の評定より上昇した場合には、再評価してもよい。

第22条 次の各項をすべて満たす者に対して、校長は本校の課程を修了したものと認め、卒業を認定する。

- 1 本校の教育課程の所定の履修科目のすべての単位を修得している。
- 2 卒業学年における出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
- 3 生徒指導上の問題が認められない。
- 4 卒業学年におけるホームルームの欠課時数が出席すべき時数の3分の1以下であること。

卒業の条項に満たない者については、成績会議で審議し、校長が卒業の可否を決定する。

成績会議において、追認試験等が認められた場合は、当該年度内に追認試験、特別補講等を行い再評価し、成績会議で再審議し、校長がその可否を決定する。

ただし、病気等の正当な理由があつて、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えた場合、科目の評定が1である場合などについては、成績会議で別途審議する。

なお、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第7章 学籍の異動

第23条 休学、復学または退学しようとする者は、その事由を付して、保護者等から校長に願い出て、その許可を得なければならない。

ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第24条 休学の期間は3カ月以上1年以内を原則とする。

ただし、必要と認める時は、その願出にもとづき期間を延長することができる。

第25条 次の各項の一に該当する者は、職員会議の審議にもとづき、校長は退学に処することができる。

- 1 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第26条 転出、転入、編入、再入学の転学または転籍をしようとする者は、その事由を付して、保護者等から校長に願い出て、その許可を得なければ

ばならない。

第8章 外国留学

第27条 外国の高等学校への留学を志望する者は、校長の許可を得なければならない。

第28条 校長は、教育上有益と認める場合に、許可をする。また、留学を許可する期間は、おおむね1カ年とする。

第29条 外国留学については、「富山県立高等学校における生徒の外国留学に関する取扱い要領」（平成22年5月14日改正）による。

第9章 規定の特例

第30条 規定外の事項及び規定についての特例が生じた場合は、職員会議の審議にもとづき、校長がその処置を決定する。

- (付則) 本規定にもとづき、教務内規を作成する。
本規定は、平成20年4月1日より施行する。
本規定は、平成25年4月1日より施行する。
本規定は、平成28年4月1日より施行する。
本規定は、令和2年3月31日より施行する。
本規定は、令和4年4月1日より施行する。
本規定は、令和6年4月1日より施行する。